新篠津交通　輸送の安全に関する情報

【　令和5年評価・令和6年目標　】

当社は以下の内容で取組を推進し、安全安定輸送の確保を図っています。

1 輸送の安全に関する基本的な方針

社長は、輸送の安全の確保及び関係法令遵守が最も重要であり、事業運営の根幹であることを深く認識し、現場の声に真摯に耳を傾け現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し関係法令遵守が最も重要であるという意識を徹底させ、

【　輸送の安全確保を図り、安全・安心なバスを目指します。】

輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し不断に見直すことにより、全社員が一丸となって絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、安全性に関する情報については、積極的に公表いたします。

2 輸送の安全に関する達成状況及び目標

重点目標

『　人身事故ゼロの継続　』

（1）令和5年達成状況

・死亡事故・重大事故	0 件
・車内事故	0 件
・飲酒運転	0 件
・物損事故（軽微なものを含む）	0 件

（2）令和6年度目標

・死亡事故・重大事故	0 件
・車内事故	0 件
・飲酒運転	0 件
・物損事故（軽微なものを含む）	5 件以下

3 自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計

令和5年度　事故報告規則第２条に基づく報告内容

項　　目	件　数
自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し若しくは接触したもの	0 件
死者又は重傷者を生じたもの	0 件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に障害が生じたもの	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0 件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件
合　　計	0 件

4 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

ドライブレコーダーの導入

貸切におけるドライブレコーダーの映像による指導・監督が義務化となったことから、貸切全車両にドライブレコーダー装備し、また乗合にも装備し、記録映像を活用して指導・監督の更なる充実を図っております。

デジタルタコグラフによる安全運転の推進

貸切バス全車両にデジタルタコグラフを備え付け、運行中における速度超過・急加速・急減速・エンジン回転・アイドリング等の情報をもとに適時、乗務員指導することで、安全運転の意識向上を図っております。また、車両との通信により車両現在地・走行ルート・運行状況・現地の天候等を把握し、安全運行が遂行できるよう努めております。

高性能アルコールチェッカー導入

今まで運転免許証の確認は目視で携帯しているか・有効期限切れなどを確認しておりましたが、より確実に確認するために免許証を機械にかざさないと起動しないアルコールチェッカーを導入しました。これにより運転免許証更新までの日数も表示され免許証不携帯・有効期限切れなどがないように確認しております。

5 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

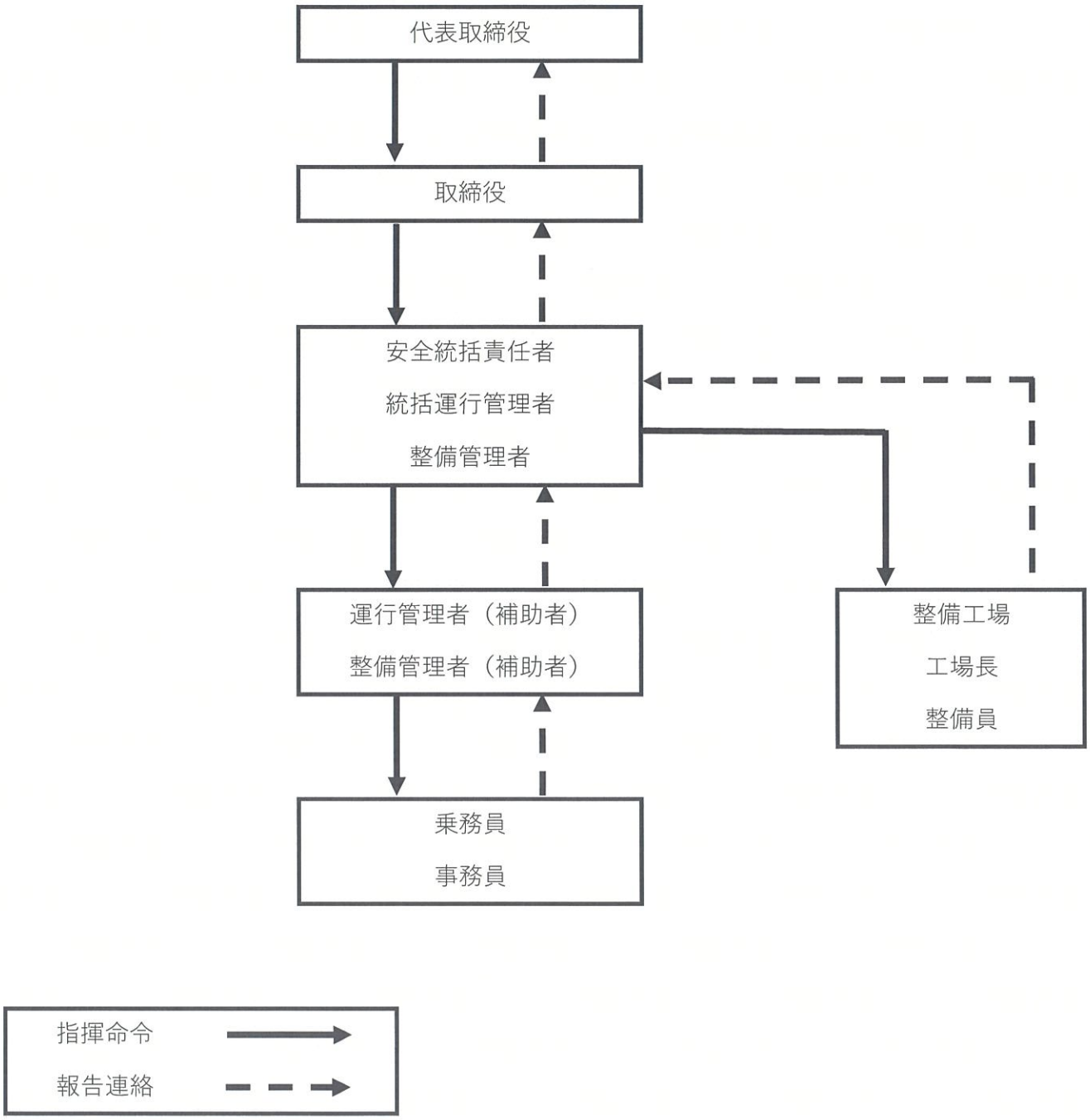

※社長は、安全統括責任者が病気等不在の場合は、代行を任命する。

6 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

令和５年　事故防止等の取組計画・実施表

月	社員教育実施状況	外部運動講習等実施状況
10	・乗務員安全教育（10/６）	・運行管理者一般講習（10/3、4）２名受講
11	・乗務員安全教育（11/22）	・冬の交通安全運動（11/13～22）
12	・乗務員安全教育、事故安全教育（12/6）	・年末年始輸送安全総点検（12/10～1/10）
1	・乗務員安全教育 （1/16）	・整備管理者講習（1/31）１名受講
2	・乗務員安全教育 （2/8）	
3	・乗務員安全教育 （3/8）	
4	・乗務員安全教育（4/5）	・新入学（園）期の交通安全（４/６～14）
5	・乗務員安全教育、事故安全教育（5/15）	・春の交通安全運動（5/11～20）
6	・乗務員安全教育、事故安全教育（6/1）	
7	・乗務員安全教育（7/27）	・セーフティーラリーへの参加（7月～） ・夏の交通安全運動（7/13～22） ・飲酒運転根絶の日（7/13）
8	・乗務員安全教育（8/8）	
9	・乗務員安全教育（9/25）	・秋の交通安全運動（9/21～30）

7 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

・令和5年９月下旬に輸送の安全に関する内部監査を実施致しました。監査内容については、【輸送の安全確保を図り、安全・安心なバスを目指します。】の安全方針に基づき安全管理体制が効果的に実施・維持され機能しているか、また、安全管理に関する関係法令や社内規定などのルールが遵守され徹底が図られているかについて、当該書類等を確認致しました。その結果、運輸安全マネジメントの実施状況について、概ね適正であることを確認しました。

8 安全管理規定

・別紙

9 安全統括管理者

氏名　　今田　義春

役職　　取締役

別紙

新篠津交通　安全管理規定

目次

第一章　総則
第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章　総則

（目的）

第一条　この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用の範囲）

第二条　本規定は、当社の乗合バス及び貸切バスに係る業務活動に適用する。

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本方針）

第三条　社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

２　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan　Do　Check　Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条　前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一　輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。

二　輸送の安全に係る費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めるこ

と。

三　輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

四　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

五　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

（輸送の安全に関する目標）

第五条　前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第六条　前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

（社長等の責務）

第七条　社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

２　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

３　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

４　経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実績及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第八条　次に掲げる者を選任し、輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

（１）　安全統括管理者

（２）　統括運行管理者

（３）　運行管理者

（４）　整備管理者

（５）　その他必要な管理者・補助者

２　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図（別紙１）による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第九条　取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

２　安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一　国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二　身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三　関係法令の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第十条　安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一　全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二　輸送の安全確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三　輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四　輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

五　輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

六　経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七　運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八　整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

九　輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十　その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第十一条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第十二条　経営トップと現場や運行管理と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第十三条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。（別紙１）

２　事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

３　安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに。第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な支持を行う。

４　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条　第五条の輸送に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくても一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は、同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められた場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する

２　安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条　安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前項の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

２　悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりもさらに高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条　輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規定、輸送の安全にために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対して公表する。

２　事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条　本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

２　輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

３　前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

平成２５年１２月　２日制定